

# 施設ソーシャルワーカーに関する一考察

## A Study on Residential Social Worker

吉 田 修 大  
YOSHIDA Takehiro

### I. 研究の背景と目的

多くの社会福祉士は、社会福祉施設に従事している。我が国では、第二次世界大戦後、社会福祉施設には生活指導員や生活相談員という職種名の相談援助専門職を配置してきた歴史的経緯がある。1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定され、社会福祉専門職の国家資格制度がスタートした。

しかしながら、社会福祉専門職資格制度が創設されても、社会福祉施設に配置されている生活相談員や生活指導員といった職種に従事している者の社会福祉士国家資格有資格者は少ない現状がある。

本稿では、我が国で長い歴史と実践を有する生活指導員や生活相談員などの施設ソーシャルワーカーの課題を明らかにすることを目的とする。

### II. 本 論

#### 1. 生活相談員に関する先行研究

##### 1) 社会福祉士国家資格制度萌芽期の観点から

1987年の社会福祉士および介護福祉士法の制定、施行以降、社会福祉士養成教育におけ

る実習職種あるいは実習指導者として生活相談員（生活指導員）が位置づけられている。

佐藤、高橋（1996）が行った調査結果では、生活相談員（生活指導員）の社会福祉士国家資格取得状況について「社会福祉士の有資格者（5.1%）、社会福祉士受験資格保持者（21.4%）、持っていない者（73.5%）」であった。さらに社会福祉士の資格を保有していない生活相談員に対し資格取得の意向を尋ねたところ「取得したい（44.0%）、取得したいとまでは考えていない（15.5%）、まだわからない（40.5%）」であった。

資格取得に肯定的な意見としては、「専門性や資質を高める、知識を身に付ける、自己研鑽、社会的評価、生活相談員の地位向上」などであった。しかしながら、資格取得に否定的な意見としては、「資格制度に疑問、定年が近いなど年齢的なものによって勉強するつもりはない、人事によって配置替えになる、現在の主事資格等で十分」などであった。

さらに佐藤、高橋（1996）は、「生活相談員が社会福祉士資格制度に地位や社会的認知度の向上に期待を抱きつつ、一方で社会福祉士の専門性に疑問視する、短期間しか関わらないなどが社会福祉士資格取得有無の裏側に

ある」と述べている。

なお、資格制度後に福祉系大学を卒業した者以外が社会福祉士受験資格を取得するためには、社会福祉士一般養成施設（主に通信課程）を修了しなければ受験資格を取得できない。しかしながら、当時は社会福祉士国家資格を取得するよりも社会福祉士一般養成施設（通信課程）へ入学することのほうが難しいとされていたことを付記しておく。

## 2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の観点から

2000年の介護保険制度導入以降、入所型の高齢者福祉施設には、生活指導員から名称を変更した生活相談員と介護支援専門員（ケアマネジャー）の配置が義務付けられた。制度創設時は生活相談員あるいは介護主任が、介護支援専門員を兼務するケースが多く見受けられた。昨今では生活相談員とは別に施設サービス計画（ケアプラン）を立案する介護支援専門員が、生活相談員とは別に業務内容を区分し独立して配置されるようになってきた。本節では介護支援専門員の配置と生活相談員の業務関連性について整理したい。

介護支援専門員は医師、看護師など医療系の有資格者と社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の福祉系有資格が代表的な基礎資格として位置づけられている。長期的な支援を必要とするクライアントに対してケアマネジメントの手法を用いて支援を進めていくことは、極めて重要な支援の方法のひとつである。

とりわけ介護保険制度導入は、急速に我が国においてケアマネジメントの概念を広めていく契機となった。特に高齢者福祉施設においてケアマネジメントを展開していくためには、本来的なケアマネジメントとの理念に基

づいた支援を担うことができる福祉系の専門職が実践し支援を進めていくべきであろう。

副田（2008）はケアマネジメントの展開が我が国の高齢者福祉に対するソーシャルワーク論に及ぼした影響について「専門職としての自律性（対政府、対行政組織）と基盤とする価値の観点からの議論はあまり見られない」と指摘している。さらに副田（2008）は、我が国のソーシャルワークのアイデンティティを問うにあたっての課題として「国の専門職養成教育内容への縛りや専門職研修内容への関与、介護保険における政策転換や矢継ぎ早に出される施策、事業実施への指示やガイドラインの多さ」などについても言及している。

周藤（2002）は「生活指導員の位置・役割が施設サービスの方向づけをするとともに質の向上への起点になる」「生活指導員と介護支援専門員兼務の現状は、ケアマネジメントの展開が十分にできていない実情を示している」と述べている。また、周藤（2002）は生活指導員と介護支援専門員の関連性について、「介護計画書の実施がどのように本人の生活に反映しているかを介護実務者とは別の視点から利用者の立場に位置して評価するという役割がある。それは施設サービス計画担当介護支援専門員とは異なる重要な業務である」と述べている。

さらに周藤（2002）は生活指導員論を検討する際には、「かつての処遇管理者論台頭時期の論議が行われていなかった。施設でのケアマネジメントの展開が本格的に議論される時期には、再度議論されるべき課題であろう」と指摘している。

## 2. レジデンシャル・ソーシャルワークの概念

現代福祉学レキシコン(第2版)』において、小笠原は施設ソーシャルワークを以下に示す3点について総合的・一体的体系として定義している。

- ①日常生活援助としてのケア（care）—介護や基本的な生活習慣の獲得を含む—を基礎にして、社会的自立をめざす自立・発達（広義の教育）への援助，障害改善・克服への治療・訓練を軸とする生活形成を目的とする個別援助の体系
- ②施設生活の中での人間関係の調整や心理的・情緒的支持・援助，家族関係の調整，さまざまな集団活用への援助など従来のケースワーク，グループワーク，集団援助の方法などのソーシャルワークの体系
- ③援助の見通しをもった展開としての援助計画，その円滑な運営としての業務の組織的運用・業務分担，業務組織，チームワークの方法，勤務管理，人事管理，経営管理などの社会福祉運営管理法

『エンサイクロペディア社会福祉学』において福富(2007)は、施設ソーシャルワークを「施設ソーシャルワークという用語は入所施設における実践を指す用語であり、欧米ではレジデンシャル・ソーシャルワークあるいはレジデンシャルケアなどの用語が用いられる。日本において用いられる介護実践を指すケアワークよりも広い概念であり、その内容は入所者に対するケアの提供や相談機能といった直接的なアプローチだけではなく、職員集団や利用者に提供するさまざまなプログラム，サービスの質の向上やリスクマネジメント等，施設全体の運営管理を含む概念と考えられる」と定義している。

## 3. 分野別（領域別）におけるレジデンシャル・ソーシャルワーク

### 1) 高齢者福祉領域

高齢者福祉領域におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの概念から整理したい。

芳賀(2006)は、特別養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークを「サービス提供主体である施設内の様々な機能（組織・建物・運営・処遇方針等）を充実させ、入居者はもとより地域やその住民に対して情報提供を行い、総合的な福祉サービスを展開すること」と定義している。

また、竹内(2013)は、レジデンシャル・ソーシャルワークを「ケアワークとソーシャルワークを統合したもの」として捉えている。そのうえで高齢者施設における利用者支援（レジデンシャル・ソーシャルワーク）を実習教育と関連付けて定義している。そして、竹内(2013)は、「単に身近な生活支援のみにとどまることなく、人との関係性をもつとも重要な課題として捉えることにより、人間の尊厳を守っていくことが最も大切なのである。利用者の思いや声に耳を傾け、ややもすると受動的になりがちな高齢者の日々の生活において、職員が積極的に介入し、毎日のプランを共に考え、生きる意味を与えられることができるかどうか重要であろう。毎日の身近なケアにおける積極的な介入をレジデンシャル・ソーシャルワーク実習教育の根幹に置きつつ、そこでのコミュニケーション技法や面接技法（日常生活場面面接）、ケアプラン策定におけるアセスメント技法について学ぶことは、最も重要な実習課題の一つであるといえる」と述べている。

## 2) 児童福祉領域

次に児童福祉領域におけるレジデンシャル・ソーシャルワーク概念について整理したい。

北川 (2010) は、児童養護施設における支援課程をソーシャルワークと関連させ暫定的に定義している。北川は、「子ども家庭福祉に連なる法制度が共通して掲げる理念や目標を達成するために、あるいは各人が保持する困難を跳ね返すく力 (resiliency) >に着目しながら、環境との相互接触面に生じた施設を利用する子どもとその家族が抱える生活課題 (life task) への処理能力 (coping ability) を高め、応答性 (responsiveness) の増進を図るため、人としての尊厳に満ちた生活の基盤となる衣食住並びに健康管理に関する知識と技術を駆使しながら、実際の業務は日常生活の<世話 (care)>と媒体 (support media) に子どもと家族の生活を支援し、権利を確保する取り組み (practice of social work with care for living), あるいは目的意識的な関わりの過程 (purposeful supporting process) と、それを計画し評価するまでの取り組み全体によって構成される」と定義している。

宮崎 (2017) は、レジデンシャル・ソーシャルワークに関する文献レビューを踏まえ、「レジデンシャル・ソーシャルワークの概念規定とも関連するが、レジデンシャルワークはケアワークとソーシャルワーク、アドミニストレーションの総体として捉えられることが多い」と述べている。さらに宮崎(2017)は、「レジデンシャル・ソーシャルワークはレジデンシャルワークの中でもソーシャルワークの視点や枠組みを強調した概念である」と指摘している。

## 4. レジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割

米本 (2012) は、「レジデンシャル・ソーシャルワーク 9 機能モデル」を提示している。

- ①利用者の〔心=身=社会連関・生活・環境〕に関する情報の集約点であること
- ②利用者への個別援助計画の作成・実施・モニタリング・評価の機能
- ③利用者の個別相談援助機能（狭義の固有のSW実践）
- ④調整機能
- ⑤施設評価機能と施設改革機能
- ⑥資源開発機能
- ⑦研究機能
- ⑧教育機能
- ⑨リスクマネジメント機能

また、川上 (2008) は、レジデンシャル・ソーシャルワークの特徴と機能について「施設を中心に用いられるソーシャルワーク、入所相談や入所利用契約から援助が開始される。施設内の援助は定型的で必要なサービスも揃っており、静的な印象があるが、決して簡単な援助というわけではない。一人ひとりの利用者の状態や希望に応じた援助目標・援助計画を立て、施設内サービスのマネジメントを行うだけでも大変な業務である。また、そのモニタリングや苦情対応、それらを受けての職員研修の企画実施、効果測定や施設サービス評価、利用者組織・家族組織づくり、家族との連絡調整、情報開示、他事業所との連携、地域との関係づくりなど、利用者と施設環境の接点に介入し、利用者の満足度やQOLを高めたり、地域自立生活に向けた生活・就労のあらゆる援助を含む。退所・卒園支援などフィールド・ソーシャルワークにま

たがる部分も存在する」と整理している。

さらに、伊藤（2007）は、児童養護施設で行うソーシャルワークの介入・調整活動がもつ特徴として以下の4点を挙げている。

- ①支援目標や目的に応じて、介入・調整の場面や手段・主たる担い手は異なる。
- ②一人の子ども（あるいは親子）に対して複数の介入・調整が同時あるいは連続的に行われる。
- ③さまざまな介入・調整活動の基盤となるのは日常生活場面における介入・調整活動を通して構築した職員－子ども間の信頼関係である。
- ④あらゆる介入・調整活動が最終的（長期的）に目標とするのは、子どもの自立支援である。

### Ⅲ. 考 察

2000年以降、我が国の社会福祉のあり方が大きく変化した。施設ソーシャルワークの担い手は従前の生活相談員等だけではなく、介護支援専門員、サービス管理責任者の配置など、変化してきている。

いずれにおいても、これらの職種の担い手には社会福祉士が想定される。しかし、必ずしもその担い手は、社会福祉士有資格者だけに限らない。レジデンシャル・ソーシャルワークを担うソーシャルワーカーは、制度改正等によって役割や業務が変化してきた点もある。

生活相談員等の施設ソーシャルワーカーの本来的な業務と思われる米本が示した「レジデンシャル・ソーシャルワーク9機能モデル」は、分野や領域を問わず、ある一定程度共通していると思われる。しかし、分野、領域、種別あるいは各施設によっては、米本が

示す9機能だけがすべてではない。利用者のニーズあるいは施設の特性によっては、施設ソーシャルワーカーにはレジデンシャル・ソーシャルワークの9機能以外の機能が求められると言える。

代表的な例としては、伊藤や宮崎が指摘しているソーシャルワークとケアワークとの関係性である。施設ソーシャルワーカーの役割や業務にケアワークを含むべきか否かという議論である。いわゆるソーシャルワークとケアワークの「分離論」と「融合論」と言われている。

上田ら（2013）は、調査研究の結果、「特別養護老人ホームの生活相談員が、ソーシャルワークとケアワークを両立して実践していることが実証的に確認された。複数の先行研究にて、重篤な要介護者である利用者の情報収集や他職種との連携を深めるうえでソーシャルワークおよびケアワークの両立の実践の重要性を唱えられてきたが、実践現場でも両立した実践が行われていることが明確化された」と述べている。

施設ソーシャルワーカーは、ケアワークが施設ソーシャルワーカーの役割や業務と位置付けるべきか課題の一つと言える。社会福祉士が施設ソーシャルワーカーの担い手として考えた場合、社会福祉士養成教育ではケアワークについては養成カリキュラムには位置づけられていない。したがって、社会福祉士養成教育と施設が求めるソーシャルワーカーに対する役割や業務は一致していないことになる。

社会福祉士養成教育の中核をなす相談援助実習で実習生がケアワークを実行させることのリスクについて米本（2014）は、4点指摘している。

- ①社会福祉士の養成課程においては介護や保育・療育等の技術をそもそも習っていない。
- ②ケアワークを体験させることで、肝心のソーシャルワーク実習が短縮される。
- ③短い実習時間で社会福祉士としての専門的実習を行うべきであるなかで、他の専門職の実務を経験させるということは、それが素人にもできるということを肯定してしまうことであり、その専門職の専門性を否定することになる。
- ④ケアワークの実習は利用者と現場の理解につながるという肯定論があるが、両者にはその専門職固有の方法があり、他の専門職の方法とは異なるものとして教育・指導されている。

これらの指摘は相談援助実習における実習プログラミングや指導に対するものである。さらに米本（2014）は、「歴史的にみて我が国の社会福祉実践は、いわゆる入所型施設における施設処遇論として発展してきた面もあり、直接処遇とソーシャルワーク実践が明確に峻別されず、混然一体とした実践であった」と述べている。

このような歴史的経緯から施設ソーシャルワーク（レジデンシャル・ソーシャルワーク）は、ソーシャルワークとケアワークとの関連性が課題となっていた。

ソーシャルワークとケアワークとの関連性については、伊藤、宮崎、上田らの先行研究では「融合論」、米本は「分離論」を唱えていることとなる。

#### IV. 結論

施設ソーシャルワーカーは、我が国では長

い歴史を有する。しかし、その歴史的背景から職種の専門性、社会福祉専門職資格制度、法制度などの影響を受けながら、役割や業務が変化してきた。「レジデンシャル・ソーシャルワーク9機能モデル」を契機に施設ソーシャルワーカーの業務は整理されつつあると言える。

一方で施設処遇論として発展してきた経緯があり、とりわけ施設ソーシャルワーク（レジデンシャル・ソーシャルワーク）はソーシャルワークとケアワークとの関係性をどのように捉えるべきか明確となっていない。施設ソーシャルワーカーの役割や業務がいわゆる「融合論」か「分離論」かだけでなく、領域・種別・各施設の実情に沿って施設ソーシャルワーカーの業務や役割を構築していくことが重要であると考えられた。

#### V. 今後の課題

本稿では文献研究による施設ソーシャルワーカーについて研究した。今後は、領域・分野別の実情に沿ったモデル構築が求められる。さらに、施設に配置されている他職種や施設長などの管理職と施設ソーシャルワーカー自身が感じている役割や業務について明らかにし、研究を積み重ねていくことが急務である。

#### 文献

- 1) Clough,R. : The Practice of Residential Work,MACMILAN PRESS, 2000. 杉本敏夫訳：これからの施設福祉を考える、久美出版, 2002.

- 2) C.Paul Brearley : Working in Residential Homes for Elderly People, 1990. 杉本敏夫訳 : 高齢者の施設ケアを考える, 西日本法規出版, 1996.
- 3) 深谷美枝 : レジデンシャルワーカーへのサポート—そのニーズと実践的枠組みについて, 日本社会事業大学研究紀要38, 149-160, 1992.
- 4) 深谷美枝 : 「施設実践のリアリティ」を描く—質的分析によるレジデンシャルワーク研究の可能性, 立正大学社会福祉研究所年報1, 111-119, 1999.
- 5) 福富昌城 : 施設ソーシャルワーク, 仲村優一, 一番ヶ瀬康子, 右田紀久恵監修, エンサイクロペディア社会福祉学, 中央法規出版, 710-711, 2007.
- 6) 伊藤嘉余子 : 施設養護におけるレジデンシャルワークの再考—児童養護施設に焦点をあてて—, 埼玉大学紀要 教育学部56 (1), 83-94, 2007.
- 7) 口村淳 : 高齢者ショートステイにおけるレジデンシャル・ソーシャルワーク—生活相談員の業務実態と援助内容の分析, 法律文化社, 2013.
- 8) 芳賀恭司 : 特別養護老人ホームにおけるソーシャルワークについて—レジデンシャル・ソーシャルワークと施設内ケアマネジメントのあり方について, 東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻紀要4, 81-93, 2006.
- 9) 川上富雄 : 第3章第1節 相談援助実習プログラムの考え方, 社団法人日本社会福祉士会編, 社会福祉士実習指導者テキスト, 中央法規出版, 140-159, 2008.
- 10) 三輪直之 : 特別養護老人ホームにおけるソーシャルワーカーの機能と業務—生活相談員への質問紙調査から—, 人間生活科学研究第40巻 (1), 宇部フロンティア大学短期大学, 11-22, 2004.
- 11) 中村剛 : 社会福祉施設におけるソーシャルワークの理論的枠組みと実践—ジェネラリスト・ソーシャルワークを基盤とした理論的枠組みと実践, 関西福祉大学社会福祉学部研究紀要, Vol.14-1, 79-86, 2010.
- 12) 中野いずみ : 養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの目的と機能, 日本女子大学社会福祉学会誌, 社会福祉 第57号, 133-145, 2016.
- 13) 西口守 : 高齢者福祉施設における生活相談員の「相談」の実際—特別養護老人ホームと地域包括支援センターの調査を踏まえて—, 東京家政学院大学紀要51, 1-22, 2011.
- 14) 小笠原裕次 : 社会福祉方法論の1つの検討—レジデンシャル・ワークの試み, 社会福祉研究50, 1993.
- 15) 岡本民夫, 奥田いさよ : 老人福祉分野におけるソーシャルワーカーの機能と業務, 季刊老人福祉 85号, 全国社会福祉協議会, 68-75, 1989.
- 16) 佐藤俊一, 高橋信行 : 老人福祉施設の生活指導員役割と現実—養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの生活指導員と施設長に対するアンケート調査の結果を通してみた役割の分析—, 地域総合研究, 鹿児島経済大学地域総合研究所23 (2), 20-27, 1996.
- 17) 白澤政和 : 新・社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法 I, 中央法規出版, 22-23, 2009.

- 18) 竹内美保：特別養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの概念－社会福祉士実習教育に焦点をあてて，武庫川女子大学部・心理・社会福祉学科人間学研究28, 21-31, 2013.
- 19) 坪山孝：利用者のニーズとサービス管理－高齢者介護施設を素材として－，社会福祉施設運営（経営）論，全国社会福祉協議会，101-112, 2008.
- 20) 上田正太，竹本与志人，岡田進一，白澤政和：特別養護老人ホームの生活相談員が行うソーシャルワーク実践の構造に関する検討，ソーシャルワーク学会誌24, 15-28, 2012.
- 21) 上田正太，岡田進一，白澤政和：特別養護老人ホームの生活相談員が行うソーシャルワークとケアワーク実践の両立性に関する研究，厚生指標60（13），厚生統計協会編，15-21, 2013.
- 22) 和気純子：介護保険施設における施設ソーシャルワークの構造と規定要因～介護老人福祉施設と介護老人保健施設の相談員業務の比較分析を通して～，厚生指標53（15），厚生統計協会編，21-90, 2006.
- 23) 矢野明宏：社会福祉施設従事者の支援の質の向上に関する一考察：A養護老人ホームにおけるグループインタビューの内容から，武蔵野大学人間科学研究所年報第7号，59-65, 2018.
- 24) 米本秀仁：生活型福祉施設のソーシャルワークのゆくえと展望，ソーシャルワーク研究38（2），80-90, 2012.
- 25) 米本秀仁：第1章第4節 フィールド・ソーシャルワークとレジデンシャル・ソーシャルワークの理解，社団法人日本社会福祉士会編 社会福祉士実習指導者テキスト第2版，中央法規出版，37-39, 2014.